中期財政見通し(令和9年度～11年度)の推計方法について

- 歳入・歳出ともに経常分と臨時分に区分し推計している。
- 経済状況の変化や、税制改正等により推計値が変わる場合は随時更新するものとする。

【歳　入】

科　目	推　計　方　法
市税	○個人市民税 令和8年度を含むこれまでの課税実績の推移より、今後の人口推計を参考に、平均所得や納税義務者数の増加傾向を考慮して推計。 ○法人市民税 法人市民税は、8年度の決算見込額や過去3年の平均増減率などを考慮して推計。 ○固定資産税・都市計画税（償却は固定のみ） ＜土地＞ 宅地等の負担調整措置及び雑種地等から住宅用地への用途変更、評価替えの影響等を考慮して推計。 ＜家屋＞ 新増築家屋の新規課税、滅失、評価替えによる影響を考慮して推計。 ＜償却＞ 近年の調定額を基に企業等設備投資、減価償却等を考慮して推計。 ＜国有資産等所在市町村交付金＞ 国、千葉県等からの交付金算定基準額に関する通知を基に推計。 ○事業所税 8年度の決算見込額を基に事業所の新設や廃止等を考慮して推計。
地方消費税交付金	直近の交付実績、国の消費税収入額及び国の経済成長率を基に推計。
使用料及び手数料	公立保育園使用料における第1子保育料無償化など、増減要因のあるものを個別に反映して推計。

科　目	推　　計　　方　　法
国庫支出金	経常は扶助費とそれ以外、臨時は普通建設事業とそれ以外に区分し推計。 扶助費、普通建設事業費とも各年度の歳出に対応した特定財源額を見込む。 その他については、過去の経費ごとの決算額に対する財源の割合などを参考に推計。
県支出金	経常は扶助費とそれ以外、臨時は普通建設事業とそれ以外に区分し推計。 扶助費、普通建設事業費とも各年度の歳出に対応した特定財源額を見込む。 その他については、過去の経費ごとの決算額に対する財源の割合などを参考に推計。
諸収入	経常、臨時それぞれ個別の増減要因を考慮する経費とその他に区分し推計。 その他については、過去の経費の決算額を参考に推計。
市債	事業債については、各年度の普通建設事業費の特定財源として見込まれる市債や既発債の借り換えに伴う市債の発行額を積み上げて推計。 臨時財政対策債については、普通交付税の不交付団体と見込むことから計上していない。
その他	「その他」の内訳 地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金等、地方特例交付金、地方交付税、分担金及び負担金、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金 ○推計方法 ・地方譲与税、県税交付金（利子割交付金、配当割交付金等）については、直近の交付実績を踏まえて推計。 ・地方特例交付金は、直近の交付状況等の見込みに応じて推計。 ・普通交付税は見込まず、特別交付税においても不交付団体には原則交付されないことから存目計上とする。 ・分担金及び負担金は、保育園保育料について第1子無償化の影響を反映させ、その他については直近の収入状況等を参考に推計。 ・寄附金は中央競馬会寄附金の実績等により推計。 ・繰入金は、各目的基金の取り崩し計画等により推計。 ・繰越金は、5億円で推計。

【歳　出】

科　目	推　計　方　法
人件費	職員数の将来推計、最新の人事院勧告の影響を勘案して推計。 会計年度任用職員制度については8年度のフルタイム・パートタイムの人数をベースに推計。
扶助費	社会福祉費、児童福祉費、生活保護費等の対象者別にそれぞれの伸率等の特徴を勘案して推計。 社会福祉費及び生活保護費については、障がい者数や生活保護世帯数等の過去の伸率を参考に推計。 児童福祉費については、年少人口の動向や保育園整備による園児数の増等を考慮し推計。
公債費	過去の借入及び普通建設事業費に係る市債発行の将来推計による償還計画に基づき推計。
物件費	各年度の特殊要因等を個別に見込み、それ以外の経費については過去の決算額の推移を参考に推計。 臨時的経費については、新規・拡大提案にて把握した、翌年度以降の要因等を積み上げて推計。
繰出金	介護保険特別会計、後期高齢者医療等に係る社会保険関係繰出金については保険給付費等の伸びに応じて推計。 国民健康保険特別会計においては、保険税収入額の推計、県への納付金の推計等を基に推計。
普通建設事業費	翌年度以降に見込まれている各事業計画等に基づく普通建設事業費を積み上げて推計。
その他	○積立金 計画的な積み立てが必要な特定目的基金について、目標額等を踏まえて推計。 ○補助費等 過去の平均額や直近の額、今後の増要因を参考に推計。 ○維持補修費 過去の増減率を参考に公共施設の老朽化を考慮して推計。